（計画期間）

第四条　法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、三年、四年又は五年（法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、法第三十五条第一項又は第四項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定（同項の認定にあっては、当該認定により同条第三項第五号に掲げる基準に適合することとなるものに限る。）の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から五年）とする。

（計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合）

第五条　法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

一　総隻数に占める日本船舶の隻数の割合（以下この項において「基準割合」という。）が百分の二十一を超える場合　百分の百十五

二　基準割合が百分の十九以上百分の二十一以下の場合　百分の百二十

三　基準割合が百分の十九未満の場合　百分の百四十

２　前項の規定にかかわらず、法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、共同で日本船舶・船員確保計画を作成する場合であって、二以上の対外船舶運航事業を営む者が申請者に含まれるときは、第一号に掲げる隻数を第二号に掲げる隻数で除して得た割合とする。

一　当該対外船舶運航事業を営む者ごとに計画期間開始の日における日本船舶の隻数に前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た隻数を合計した隻数

二　当該対外船舶運航事業を営む者の計画期間開始の日における日本船舶の隻数を合計した隻数

附　則

（施行期日）

１　（略）

（計画期間の特例）

２　令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始する事業年度において法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合であって、当該事業年度から法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、第四条の規定にかかわらず、当該事業年度開始の日から五年とする。

第一号様式（第１条関係）

（略）

１．～５．　（略）

６．計画期間開始の日において対外船舶運航事業等の用に供する船舶の隻数

７．　（略）

（備考）　（略）

（計画期間）

第四条　法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、三年、四年又は五年（法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、法第三十五条第一項又は第四項の規定により日本船舶・船員確保計画の認定（同項の認定にあっては、当該認定により同条第三項第五号に掲げる基準に適合することとなるものに限る。）の申請日の属する事業年度の翌事業年度開始の日から五年）とする。

（計画期間における日本船舶の隻数の増加の割合）

第五条　法第三十五条第三項第五号の国土交通省令で定める日本船舶の隻数の増加の割合は、百分の百二十とする。

（新設）

（新設）

（新設）

附　則

（施行期日）

１　（略）

（計画期間の特例）

２　平成二十五年度において法第三十五条第一項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合であって、当該年度から新たに法第三十八条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合における法第三十五条第三項第三号の国土交通省令で定める期間は、第四条の規定にかかわらず、平成二十五年四月一日から五年とする。

第一号様式（第１条関係）

（略）

１．～５．　（略）

（新設）

６．　（略）

（備考）　（略）